

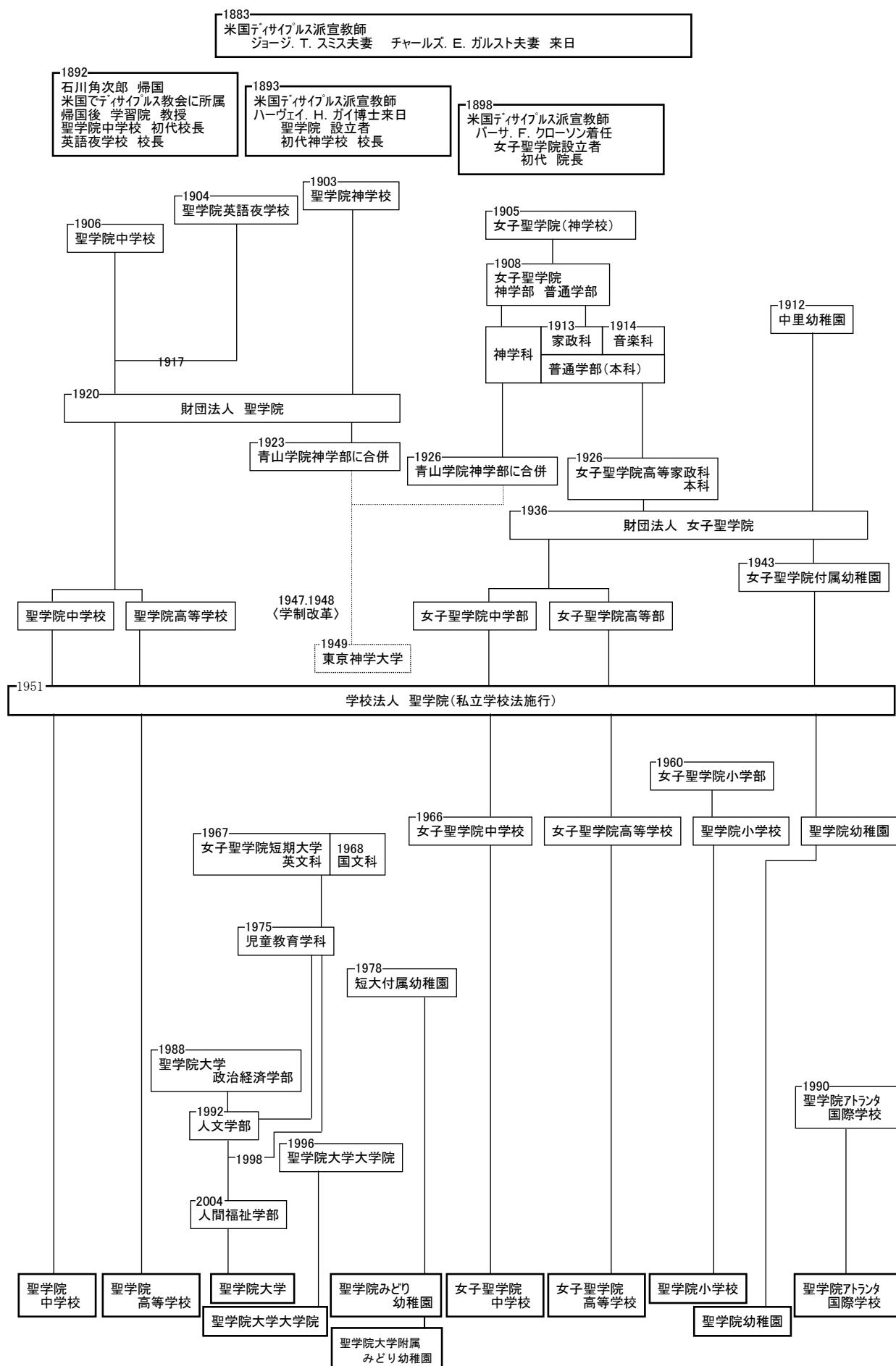
I 法人の概況

1. 学校法人聖学院沿革(年表・略図)

| 年 表 | | | |
|-------|--------|-----|---|
| 1903年 | 明治 36年 | 2月 | 聖学院神学校を設立する。 |
| 1905年 | 38年 | 11月 | 女子聖学院神学部を設立する。 |
| 1906年 | 39年 | 9月 | 聖学院中学校を設立する。 |
| 1908年 | 41年 | 4月 | 女子聖学院普通学部を設立する。 |
| 1912年 | 45年 | 4月 | 中里幼稚園を設立する。 |
| 1913年 | 大正 2年 | 4月 | 女子聖学院家政学部を設立する。 |
| 1920年 | 9年 | 10月 | 聖学院中学校財団法人聖学院を組織する。 |
| 1926年 | 15年 | 4月 | 女子聖学院普通学部を本科、神学部を神学科、家政学部を高等家政科と改称する。 |
| 1936年 | 昭和 11年 | 12月 | 女子聖学院財団法人女子聖学院を組織する。 |
| 1938年 | 13年 | 4月 | 女子聖学院本科を高等女学科と改称する。 |
| 1943年 | 18年 | 4月 | 中里幼稚園を女子聖学院附属幼稚園と改称する。 |
| 1947年 | 22年 | 4月 | 学制改革に伴い聖学院中学校を設立する。 |
| 1947年 | 22年 | 4月 | 学制改革に伴い女子聖学院中学部を設立する。 |
| 1948年 | 23年 | 4月 | 学制改革に伴い聖学院高等学校を設立する。 |
| 1948年 | 23年 | 4月 | 学制改革に伴い女子聖学院高等部を設立する。 |
| 1951年 | 26年 | 3月 | 私立学校法施行に伴い聖学院中学校・高等学校、女子聖学院中学部・高等部・附属幼稚園を含む学校法人聖学院を組織する。 |
| 1960年 | 35年 | 2月 | 女子聖学院小学部、東京都知事より設置認可を受ける。 |
| 1960年 | 35年 | 4月 | 女子聖学院小学部を設立する。 |
| 1966年 | 41年 | 5月 | 女子聖学院中学部・高等部・小学部・附属幼稚園の名称を女子聖学院中学校・高等学校・聖学院小学校・聖学院幼稚園と改称する。 |
| 1967年 | 42年 | 1月 | 女子聖学院短期大学英文科、文部大臣より設置認可を受ける。 |
| 1967年 | 42年 | 4月 | 女子聖学院短期大学英文科を設立する。 |
| 1968年 | 43年 | 2月 | 女子聖学院短期大学国文科、文部大臣より設置認可を受ける。 |
| 1968年 | 43年 | 4月 | 女子聖学院短期大学国文科を増設する。 |
| 1975年 | 50年 | 1月 | 女子聖学院短期大学児童教育学科、文部大臣より設置認可を受ける。 |
| 1975年 | 50年 | 4月 | 女子聖学院短期大学児童教育学科を増設する。 |
| 1978年 | 53年 | 2月 | 女子聖学院短期大学附属幼稚園、埼玉県知事より設置認可を受ける。 |
| 1978年 | 53年 | 4月 | 女子聖学院短期大学附属幼稚園を設立する。 |
| 1987年 | 62年 | 12月 | 聖学院大学政治経済学部政治経済学科、文部大臣より設置認可を受ける。 |
| 1988年 | 63年 | 4月 | 聖学院大学政治経済学部政治経済学科を設立する。 |
| 1990年 | 平成 2年 | 9月 | 米国法人聖学院アトランタ国際学校を設立する。 |
| 1991年 | 3年 | 12月 | 聖学院大学人文学部欧米文化学科・児童学科、文部大臣より設置認可を受ける。 |
| 1992年 | 4年 | 4月 | 聖学院大学人文学部欧米文化学科・児童学科を設立する。 |
| 1993年 | 5年 | 5月 | 女子聖学院短期大学附属幼稚園の名称を聖学院みどり幼稚園と改称する。 |
| 1995年 | 7年 | 3月 | 女子聖学院短期大学児童教育学科、文部大臣より廃止認可を受ける。 |
| 1995年 | 7年 | 12月 | 聖学院大学大学院政治政策学研究科政治政策学研究専攻、文部大臣より設置認可を受ける。 |
| 1996年 | 8年 | 3月 | 米国法人聖学院アトランタ国際学校、文部大臣より在学教育施設の認定を受ける。 |
| 1996年 | 8年 | 4月 | 聖学院大学大学院政治政策学研究科政治政策学研究専攻を設立する。 |
| 1997年 | 9年 | 12月 | 聖学院大学人文学部日本文化学科・人間福祉学科、文部大臣より設置認可を受ける。 |
| 1998年 | 10年 | 4月 | 聖学院大学人文学部日本文化学科・人間福祉学科を増設する。 |
| 1998年 | 10年 | 12月 | 聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科アメリカ・ヨーロッパ文化学専攻、文部大臣より設置認可を受ける。 |
| 1999年 | 11年 | 4月 | 聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科アメリカ・ヨーロッパ文化学専攻を設立する。 |
| 1999年 | 11年 | 10月 | 聖学院大学政治経済学部コミュニティ政策学科、文部大臣より設置認可を受ける。 |
| 2000年 | 12年 | 4月 | 聖学院大学政治経済学部コミュニティ政策学科を増設する。 |
| 2000年 | 12年 | 12月 | 聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科アメリカ・ヨーロッパ文化学専攻博士(後期)課程、文部大臣より設置承認を受ける。 |

| 年 表 | | | |
|-------|-------|-----|---|
| 2001年 | 13年 | 3月 | 女子聖学院短期大学、文部科学大臣より廃止認可を受ける。 |
| 2001年 | 13年 | 4月 | 聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科アメリカ・ヨーロッパ文化学専攻博士(後期)課程を設立する。 |
| 2003年 | 平成15年 | 4月 | 米国法人聖学院アトランタ国際学校、Winters Chapel Roadに移転する。 |
| 2004年 | 16年 | 2月 | 聖学院大学人間福祉学部児童学科・人間福祉学科、設置届が文部科学省に受理される。 |
| 2004年 | 16年 | 4月 | 聖学院大学人文学部を聖学院大学人文学部欧米文化学科・日本文化学科と、聖学院大学人間福祉学部児童学科・人間福祉学科とに改組する。 |
| 2005年 | 17年 | 12月 | 聖学院大学大学院人間福祉学研究科人間福祉学専攻、文部科学大臣より設置認可を受ける。 |
| 2006年 | 18年 | 4月 | 聖学院大学大学院人間福祉学研究科人間福祉学専攻を設立する。 |
| 2012年 | 24年 | 4月 | 聖学院大学人間福祉学部こども心理学科を設立する。 聖学院みどり幼稚園の名称を聖学院大学附属みどり幼稚園と改称する。 |

米国 キリスト教 ディサイプルス教会 Christian Church (Disciples of Christ)



2. 役員・教職員の概要

(2014年4月1日現在)

【役員】

| | | |
|----|-----------|---------|
| 理事 | 理事長 | 阿久戸光晴 |
| | ○ 理事 | 姜 尚中 |
| | ○ 理事 | 戸邊治朗 |
| | ○ 理事 | 田部井道子 |
| | ○ 理事 | 村山順吉 |
| | ○ 理事 | 佐藤 慎 |
| | ○ 理事 | 山川秀人 |
| | ○ 理事 | 大野 碧 |
| | ○ 理事 | 富沢寿美子 |
| | ○ 理事 | 村上重三郎 |
| | ○ 理事 | 峰田 将 |
| | ○ 理事 | 山口 博 |
| | ○ 理事 | 村瀬聰子 |
| | ○ 理事 | 標 宣男 |
| | ○ 理事 | 東野尚志 |
| | ○ 理事 | D. バーカー |
| | ○ 理事 | 佐藤逸子 |
| | ○ 理事 | 清水広幸 |
| 監事 | 監事 | 朝居 健 |
| 監事 | 監事 | 石部公男 |
| | ○印は評議員兼務者 | |

【評議員】

| |
|-------------|
| 清水正之 |
| 牛津信忠 |
| 城築昭雄 |
| 島田尚子 |
| 相川由紀子 |
| 山下研一 |
| 坂村哲也 |
| 小渕一枝 |
| 稻永 修 |
| 前田永喜 |
| 三枝正和 |
| 向山新子 |
| 今井邦枝 |
| 原 均 |
| 勝倉雄二 |
| 西田善夫 |
| 小山浩史 |
| E. D. オズバーン |
| 井上 馨 |
| 濱田辰雄 |
| 寺門文雄 |

※ 理事兼務者を除く

【教職員の概要（本務）】

| | |
|------|-----|
| 大学教員 | 116 |
| 中高教員 | 112 |
| 小幼教員 | 37 |
| 教員計 | 265 |
| 職員 | 141 |

※ 教職員数は2014年5月1日現在(大学院ならびに総合研究所教員は大学教員の内数)

所在地

学校法人聖学院

〒114-8574 東京都北区中里3-12-2

聖学院大学・大学院

〒362-8585 埼玉県上尾市戸崎1-1

聖学院中学校・高等学校

〒114-8502 東京都北区中里3-12-1

女子聖学院中学校・高等学校

〒114-8574 東京都北区中里3-12-2

聖学院小学校

〒114-8574 東京都北区中里3-13-1

聖学院幼稚園

〒114-8574 東京都北区中里3-13-2

聖学院大学附属みどり幼稚園

〒331-0045 埼玉県さいたま市西区内野本郷820

聖学院アトランタ国際学校

5505 Winters Chapel Rd. Atlanta, GA 30360 U.S.A.

校外施設

軽井沢セミナーハウス

〒389-0102

長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字高瀬沢1346

塩谷コミュニティセンター

〒329-2338

栃木県塩谷郡塩谷町風見山田

3. 設置する学校の名称および入学定員と学生数

【大学・学部】

| 学部 | 学科 | 入学定員 | 収容定員 | 学生数 |
|--------|------------|------|-------|-------|
| 政治経済学部 | 政治経済学科 | 160 | 460 | 428 |
| | コミュニティ政策学科 | 0 | 260 | 241 |
| | 計 | 160 | 720 | 669 |
| 人文学部 | 欧米文化学科 | 80 | 340 | 272 |
| | 日本文化学科 | 80 | 340 | 373 |
| | 計 | 160 | 680 | 645 |
| 人間福祉学部 | 児童学科 | 100 | 400 | 430 |
| | こども心理学科 | 80 | 240 | 186 |
| | 人間福祉学科 | 80 | 340 | 343 |
| | 計 | 260 | 980 | 959 |
| 合計 | | 580 | 2,380 | 2,273 |

人間福祉学部は2012年度こども心理学科を新設。

[コミュニティ政策学科・欧米文化学科・日本文化学科・人間福祉学科の入学定員を変更]

コミュニティ政策学科は2014年度募集停止。

【大学院】

| 研究科 | 課程 | 入学定員 | 収容定員 | 学生数 |
|------------------|--------|------|------|-----|
| 政治政策学研究科 | 修士課程 | 10 | 20 | 31 |
| アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科 | 博士前期課程 | 5 | 10 | 5 |
| | 博士後期課程 | 5 | 15 | 20 |
| | 計 | 10 | 25 | 25 |
| 人間福祉学研究科 | 修士課程 | 10 | 20 | 19 |
| 合計 | | 30 | 65 | 75 |

【高等学校】

| | 入学定員 | 収容定員 | 生徒数 |
|-----------|------|-------|-------|
| 聖学院高等学校 | 195 | 585 | 464 |
| 女子聖学院高等学校 | 200 | 600 | 556 |
| 合計 | 395 | 1,185 | 1,020 |

聖学院高等学校は2007年度入学定員減実施。

[2006年度以前入学定員230名→2007年度以降入学定員195名]

【中学校】

| | 入学定員 | 収容定員 | 生徒数 |
|----------|------|-------|-----|
| 聖学院中学校 | 195 | 585 | 421 |
| 女子聖学院中学校 | 200 | 600 | 408 |
| 合計 | 395 | 1,185 | 829 |

聖学院中学校は2007年度入学定員増実施。

[2006年度以前入学定員160名→2007年度以降入学定員195名]

【小学校】

| | 入学定員 | 収容定員 | 生徒数 |
|--------|------|------|-----|
| 聖学院小学校 | 80 | 480 | 454 |

【幼稚園】

| | 収容定員 | 園児数 |
|---------------|------|-----|
| 聖学院幼稚園 | 140 | 104 |
| 聖学院大学附属みどり幼稚園 | 160 | 88 |
| 合計 | 300 | 192 |

聖学院幼稚園は2013年度収容定員減実施

[2012年度以前収容定員200名→2013年度以降入学定員140名]

| 法人計 | 収容定員 | 学生生徒数等 |
|-----|-------|--------|
| | 5,595 | 4,843 |

※学生生徒数等は2014年5月1日現在

| | | |
|------------------|---------|----|
| 聖学院アトランタ 国際学校 | 在籍児童園児数 | 95 |
|------------------|---------|----|

【付置研究所等】

| | 研究分野名称 | 研究センター・研究室・グループ名称 |
|-------|--------------------------|-----------------------------|
| 聖学院大学 | グローバリゼーション文化 総合研究分野 | ラインホールド・ニーバー研究センター |
| | | 人文科学研究（室） |
| | 死生学・人間福祉・ カウンセリング研究分野 | カウンセリング研究センター |
| | | 臨床死生学研究 |
| | | カウンセリング研究センター |
| | | 牧会心理研究 |
| | | カウンセリング研究センター |
| | | スピリチュアルケア研究（室） |
| | | カウンセリング研究センター |
| | | カウンセリング研究 |
| | | 福祉のこころ研究（人間福祉学研究） |
| | | 〈児童〉における「総合人間学」の試み研究（児童学研究） |
| | | 【子どもの人格形成と絵本】研究プロジェクト |
| | | 子どもの育ちと絵本研究（こども心理学研究） |
| | その他研究分野 | 東日本大震災神学研究（社会倫理研究） |
| | | 組織神学研究（神学学術研究） |
| | | アクティブ・ラーニング研究（基礎総合教育研究） |

【リレーションズ】

聖学院大学出版会

株式会社聖学院ゼネラルサービス（S G S）…2013年3月株式会社に移行登記

学校法人聖学院教育振興会

オール聖学院フェローシップ（A S F）

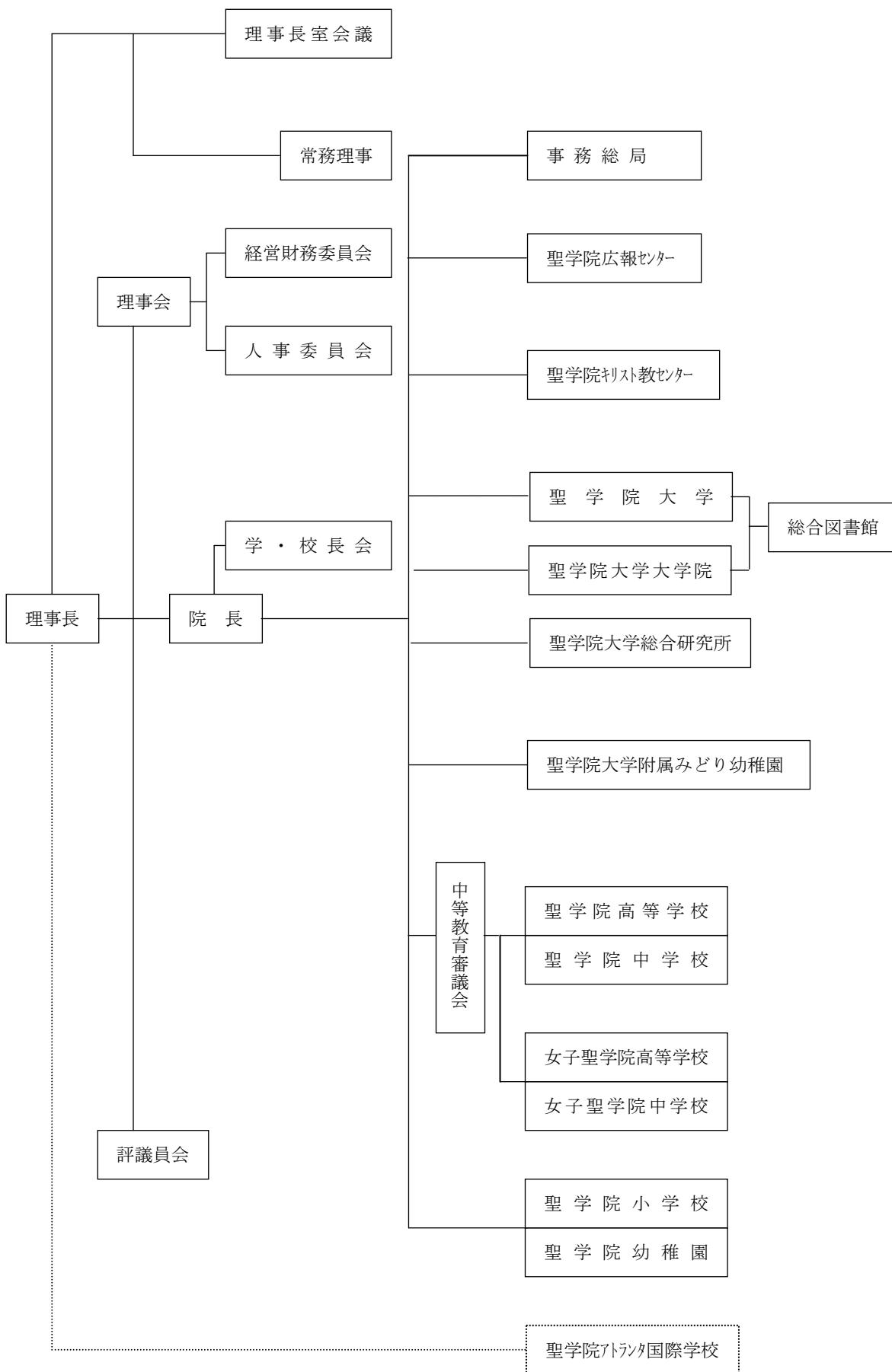
日本基督教団滝野川教会

日本基督教団聖学院教会

グリーフケアルーム

人間福祉スーパービジョン・センター

4. 学校法人聖学院組織図



聖学院教育憲章

聖学院は間もなく創立百周年を迎えます。アメリカのミッショナリたちによる献身的奉仕を継承し、第二次大戦中は迫害をも耐え抜いて「神を仰ぎ人に仕う」精神を貫き、今日では幼稚園から大学・大学院、そしてアメリカに聖学院アトランタ国際学校をもつまでに至りました。

1945年の敗戦を機に「日本国憲法」と「教育基本法」が制定公布され、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（憲法97条）の恩恵を日本国民も享受するに至りました。聖学院は、この二つの根本規範が奇しくもキリスト教を基盤とする学院本来の教育目標と合致することを見いだし、その理想を実現することをもって学院の教育的使命としてきました。それは、「平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたい」という国民的願望を教育によって達成するためです。

21世紀に入り、国の内外を問わず多くの深刻な問題が発生する中で、教育の重要性はますます広く深く認識されてきました。この時わが国と人類の将来にかかる教育の方向を誤ってはなりません。聖学院は過去百年の間守り続けてきた教育の基本精神を明らかにし、同時に現代の諸問題を取り組んで、いかによき未来を開拓すべきかを、過去三ヵ年に及ぶ聖学院教育会議で検討してまいりました。いまここにその成果をまとめ、聖学院教育憲章として宣言いたします。

[聖学院教育の根本目的]

聖学院は、日本国憲法（1946年制定）と教育基本法（1947年制定）に示された理想の実現を図り、将来の日本および国際社会に貢献する人間を育成することを教育の根本目的とします。

[聖学院教育の理念]

聖学院は、一人ひとりが神からかけがえのない賜物を与えられているという確信に基づき、それぞれの固有な賜物を発見することを助け、個人の人格の完成へ導く教育をします。聖学院教育はナンバーワン教育ではなく、オンリーワン教育であり、そしてそれはオンリーワン・フォー・アザーズ（他者のために生きる個人）の教育です。

[聖学院教職員の自己革新]

聖学院教職員は、「仕えられるためではなく、仕えるためにきた」と言われたキリストの模範にしたがい、人々に最も良く仕える者こそが社会を導いていくとの確信のもとに、サーヴァント・リーダーシップをもって責任を果たすため自己革新に努めます。

以上ここに宣言いたします。

2002年11月14日 聖学院教育会議

聖学院大学の理念

第1条 本大学は、プロテスタント・キリスト教の精神に基づき、自由と敬虔の学風によって、真理を探究し、靈的次元の成熟を柱とした全体的な人間形成に努め、人類世界の進展に寄与せんとする者の学術研究と教育の文化共同体である。

第2条 本大学は、プロテスタント・キリスト教の伝統に即してなされる礼拝を生命的な源泉とする。礼拝においては、聖書と宗教改革者が証する福音が語られ、そこから大学共同体にとっての生命である研究と教育のための自由と責任、及び伝道への活力、さらに本大学の伝統を継承し新たに創造する喜びと熱意とが与えられる。

第3条 プロテスタント・キリスト教は、特に近代世界の成立と展開に独特的な貢献を果してきたが、それゆえまた、現代社会において固有な責任を負っている。本大学は真剣な学術研究と生きた教育、靈的強化を通して、このプロテスタント・キリスト教の現代文化に対する責任という世界史的課題を大学形成において遂行し、希望ある世界の形成に寄与せんとする。

第4条 本大学は、日本におけるプロテスタント・キリスト教の伝統及びその信仰的、文化的、教育的貢献に連なるとともに、その労苦と苦心の経験に虚心に学び、その信仰、文化、教育活動の新しい進展のために努力し、日本社会に対し新たな指標を打ち立てるようとする。そのため、福音的プロテスタント諸教会の協力を仰ぐとともに、とりわけ、かつての聖学院神学校が合流している東京神学大学との協力関係を密にする。また、広く内外のプロテスタント諸大学と相互協力の関係も樹立する。

第5条 本大学は、「現代文化の諸問題とキリスト教の課題」等の問題を研究する機会を提供し、開かれた大学として、プロテスタント・キリスト教の精神をもって国際化した時代と激動する社会、及び地域の問題にも積極的に取組み、創造的な活動をすることによって、そのキリスト教的、文化的特色を發揮することを期する。

第6条 本大学は、学校法人聖学院の設立による諸学校との精神的、財政的な一体性の中にある。また教育的にそれぞれ独自の位置と課題を尊重しつつ、それらとの密接な関連、協力の関係を持ち、聖学院全体の一貫教育の高等教育段階を担う。

第7条 以上の理想のために、本大学に働くすべての教職員は、互いの人格を尊重し、各自の持ち場においてそれぞれにふさわしい責任を自発的かつ積極的に遂行するとともに、キリスト教的な愛と謙遜と熱意とをもって互いに協力し合うことが期待される。

第8条 教授は、福音的自由と真理への畏敬の念を持って、学問的探究に鋭意努力し、その研究と教育を通して、時代の課題に積極的に応えつつ、新しい世代の知的、実践的、靈的次元での育成に努め、本大学の精神、学問、伝統の確立と継承、及び新たな創造に努めることが期待される。

第9条 学生は、知的、実践的のみならず靈的次元において成熟し、かつ専門の学問の研鑽とその応用力の修得に努め、現代社会の課題に取組み、明日の社会を担い得る教養と良識とを身につけ、豊かで個性的な人格形成に努めることが期待される。

第10条 本大学は、以上の理念に基づくことによって、いかなる種類の組織体やイデオロギーの支配も介入も許さず、また私的並びに集団的な暴力による破壊や妨害を許さない。

(1988年4月1日施行)

聖学院百周年聖約

主の年2003年から2006年まで聖学院は創立から百周年を記念し、学校法人聖学院として心をひとつにし、創立の理想を回顧し、また来る百年を展望する機会をもってきた。日本の現状を顧みるとき、敗戦後外面的復興によって隠蔽されてきた内面的問題が今や人間や家庭の崩壊となって現象し、重い教育課題として迫っている。この課題と真っ向から取り組み日本の未来に希望をつくり出すことはとくにミッション・スクールの使命であると言わねばならない。学校法人聖学院は、聖学院が主と仰ぐ神の前に、この使命達成のため新しい百年に向かって教育のために召された聖約共同体として自己を形成し、法人全体一致協力して使命を担い、主の栄光をあらわすよう努めることを、ここに厳粛に聖約する。

2006年8月 学校法人聖学院理事会合宿一同

第二次聖学院教育会議聖約

第二次教育会議にあたり、「聖学院百周年聖約」を改めて確認し、その使命達成のため、聖学院は、「祈り」のある学校として「聖」学院となり、日本社会に垂直次元を証し、現代の重い教育課題を取り組んでいくことを、ここに厳粛に聖約する。

2007年8月 第二次聖学院教育会議出席者一同

第二次聖学院教育会議第3回会同宣言文

聖学院教職員一同は、これまでの教育会議において聖約共同体として自らを形成しつつ、人格・人権の重視、生命の尊重を基礎とした教育を実践する決意をともにしてまいりました。人格関係が崩壊し、異常な犯罪が続出しつつある今日、私たち聖学院の関係者すべてが、第二次聖学院教育会議第3回会同にて以下のことにおいて一致し、宣言いたします。

教職員は自らを聖約共同体の一員として自覚し、硬直化しがちな制度・システムを弹力的に運用していくことで、学生・生徒・児童・園児（以下「生徒たち」という）が、常に新たに自己成長を達成できるよう、教育の実をあげることを目指します。

このため、私たちは、教職員のみならず保護者も同窓生とともに自ら良き教育共同体と成って、生徒たちのための人格的な交わりを形成していくことに奉仕をいたします。この歩みの中で、生徒たちが自ら良き生活習慣やコミュニケーションを身につけていくことを、私たちは期待します。この課題を果たしていくことで、私たち聖学院の関係者すべてが祈りと心を一つにし、グローバルな市民社会の真の担い手として献身していくことを聖約いたします。

2008年8月5日 第二次教育会議第3回会同出席者一同

第二次聖学院教育会議第4回会同宣言文

私たち聖学院教職員一同は、創立百周年を記念して、戦後日本社会が抱える人間の内面的問題を教育問題として取り組むことを聖約してまいりました。この内面的問題は、今や現代社会に異常な犯罪として現れているだけでなく、日本社会の人間の心の闇として重く広がっております。

私たちは、学生・生徒・児童・園児（以下「生徒たち」という）が負うすべての重荷と共に担うとともに、生徒たちに与えられている賜物を大きく豊かに生かすために、常に生徒たちを深く知り、新たに私たち自身を成長させ、恒常的な教育改革に取り組むことに努めます。

私たちは、この使命を神から託された召命と確信し、自らこの目的のために献身し、聖学院を聖約共同体として形成してまいります。

教職員のみならず保護者も同窓生とともに「聖学院教育憲章」に立ち、この課題を果た

していくことをとおして日本社会の根本問題と取り組むことを、本日の第二次聖学院教育会議第4回会同において、ここに聖約いたします。 神よ、御導きあれ。

2009年8月4日 第二次聖学院教育会議第4回会同出席者一同

第二次聖学院教育会議第5回会同宣言文

私たち聖学院教職員一同は、「競争社会」においてますます格差が拡大する中で、神から人に与えられている固有の賜物が生かされず、人が切り捨てられ、生きる力を喪失し自ら命を断っていく現代日本社会の状況に心を痛めます。

私たちは、この現況に対し、100年の歩みを積み重ねてきた聖学院本来の教育の原点に立ち、学院各校の枠を超えて、園児・児童・生徒・学生（以下「生徒たち」という）が神より愛されていることに気づき、オンリー・ワン・フォー・アザーズの精神を身につけるよう育みます。生徒たち、教職員が共に、この社会において想いを共有しつつ共に生きる喜びの共同体を創っていき、その中で生きる力が神から与えられていることを確信することこそ、現代「競争社会」への応えです。

教職員のみならず保護者や同窓生が共に、「聖学院教育憲章」に基づく上記使命を神から託された聖なる召命と確信し、この目的のために献身していくことを、ここに聖約いたします。

神よ、私たちの歩みをお導きください。

2010年8月4日 第二次聖学院教育会議第5回会同出席者一同

第三次聖学院教育会議宣言文

今、日本社会はあの3月11日の大震災後の苦悩の中におります。主よ、被災に苦しむ方々と私たちのこの国を憐れんでください。

私たちは、この大震災をひたすら強者の国を目指してきた日本国の第二の挫折体験として受け止めます。主イエス・キリストは、苦難は誰かが罪を犯したからではなく神のみわざがあらわれるためである、と言われました。私たちはこの教えを希望の光とします。聖学院教職員一同は、格差拡大の「競争社会」でなく、お互いの痛みを共有し、その賜物を分かち合い、助け合って生きる「協力社会」を形成し、その社会に貢献する人間の教育に献身していくことを目指します。

教職員のみならず保護者や同窓生もともに、「聖学院教育憲章」に基づくこの使命に、神から託された聖なる召命として献身していくことをここに聖約いたします。

2011年8月4日 第三次聖学院教育会議出席者一同

学校法人聖学院 倫理綱領

学校法人聖学院（以下本法人という）は、「神を仰ぎ人に仕える」キリスト教教育共同体であることに鑑み、末永く存立・発展していくために、「学校法人聖学院倫理綱領」（以下本倫理綱領という）を制定する。

（目的）

第1条 本倫理綱領は、本法人の理事及び監事をはじめ全教職員の行動規範が、「寄附行為」第3条及び「聖学院教育憲章」（以下「教育憲章」という）全3カ条、さらに聖学院大学関係者については「聖学院大学の理念」全10カ条に基づくことを各人が認識し、年度ごとの具体的な使命達成目標を自覚することにより、本法人の建学の精神を各人の担当責任分野において考え方、行動に具現化していくキリスト教教育共同体を形成することを目的とする。

（行動規範）

第2条 前条の責務を負う理事及び監事はもちろん、全教職員は、教育機関に所属する者としての高貴な倫理観から良識と責任のある言動をとる。

- 2 理事、監事及び全教職員は、学内外において、本法人の宣揚に努め、本法人の名誉および信用を傷つける行為をせず、また根拠のない無責任な虚偽情報に惑わされず、適切な情報伝達と守秘義務の遵守及び情報モラルの確立に努める。
- 3 理事、監事及び全教職員は、本法人の資産及び資源を適正に管理・運営し、公私の区別を厳格にして私的利害のために用いない。
- 4 理事、監事及び全教職員は、常に世代継承及び後継者育成を意識して努力する。

（理事及び監事の責務）

第3条 理事及び監事は、本倫理綱領を体現することが自らの役割であることを自覚しつつその使命を自ら率先して積極的に引き受け、以下各号の精神を遵守しつつ、高潔な倫理観と高邁な精神をもって、理事は学校法人の経営にあたり各校発展のヴィジョンの構築及び各校の人員・組織の活性化並びに財政基盤の強化及び財政状態の安定化に努め、監事は学校法人の会計監査、業務監査及び教務監査に当たるものとする。

- (1) 本法人に委ねられた園児・児童・生徒・学生（院生を含む）及び彼らに奉仕する教職員の心身靈性を守り、その家庭の幸せのために尽力すること。また本法人傘下各校所在の近隣をはじめ地域の福利向上、安全に協力すること。
 - (2) 財的、権限的乱用を一切しないことはもちろん、差別行為及び一切のハラスメント行為をしないよう意識し、常に気品ある言葉遣い及び態度に努めること。
 - (3) 責任回避を一切せず、結果責任を常に意識すること。
 - (4) 自分が属する組織・機関の立場を十分発言するとともに、常に全体の代表者であることを自覚してその特定の利害や主張をいたずらに代弁しないこと。
 - (5) いかなる機関に関わるものであろうと口利き行為を自粛すること。
 - (6) 定年を率先して遵守するとともに、出処進退を常にわきまえること。
 - (7) 立場を異にする考えにも常に傾聴するとともに、一方、国家その他の組織、機関、団体ならびに特定の個人からの不当な圧力には一切屈しないこと。また、反社会的勢力や反社会的勢力との関係を疑われかねない勢力に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、不当な要求には一切応じないこと。
- 2 理事及び監事は、本法人の「教育憲章」、「就業規則」及び本倫理綱領の精神を率先して実行し、全教職員の模範として学内に影響を与える者であることを自覚する。
 - 3 理事は、本法人の「教育憲章」或いは「就業規則」に反する重大な事態が発生したときには、本法人の経営トップとして積極的に問題解決に当たり、原因究明と再発防止に努めるとともに迅速かつ的確な情報公開と説明責任を遂行し、状況によっては自らを含めて厳正な処分を行うことをためらわないものとする。

(コンプライアンスの原則)

第4条 理事、監事及び全教職員は、本法人がキリスト教教育共同体であり、また社会の公器としての役割を担うものであることを自覚し、キリスト教学校としての諸規程、諸規則等を含む諸規範並びに関連する法令、条例、その他の諸法規を遵守することとする。

(各校の倫理綱領遵守への期待)

第5条 本倫理綱領の精神及び敷衍された倫理規範は、各校の教職員に具体的に遵守されることが期待される。

2013年5月27日学校法人聖学院理事会出席者一同